

女川原子力発電所 2 号機の安全性に関する検討会開催要綱

平成 30 年 9 月 28 日改正

(目的)

- 第 1 宮城県、女川町及び石巻市（以下、「関係自治体」という。）は、平成 25 年 12 月 26 日付けで東北電力株式会社から、女川原子力発電所 2 号機に関する「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」第 12 条に基づく協議の申し入れを受けた。
- これに回答するにあたり、参考とする意見を専門家から聴取するため「女川原子力発電所 2 号機の安全性に関する検討会」（以下、「検討会」という。）を開催する。

(所掌事務)

- 第 2 検討会は、次の各号について意見聴取を行うものとする。
- (1) 女川原子力発電所 2 号機の安全性に関する事項
 - (2) その他関係自治体の長が必要と認める事項

(構成)

- 第 3 検討会は、知事が別に定める者（以下、「構成員」という。）の出席をもって開催する。

(座長)

- 第 4 検討会に、座長 1 名、副座長 1 名を置く。
- 2 座長は、会議の進行を行う。
 - 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は、座長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

- 第 5 検討会は、知事が招集する。
- 2 知事は、必要があると認めるときは、検討会に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

- 第 6 検討会の庶務は、宮城県環境生活部原子力安全対策課において処理する。

(その他)

- 第 7 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 26 年 10 月 16 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 32 年 10 月 15 日限り、その効力を失う。ただし、この日より前に検討会の目的が達成されたと認められる場合は、目的が達成された日をもって効力を失うものとする。